## ブリッジ講座 使用テキスト

択一式~記述式への架け橋! 択一式の知識を記述式に転換させながら、記述式試験を攻略!

## 択一・記述ブリッジシリーズ

「竹下貴浩著 早稲田経営出版]



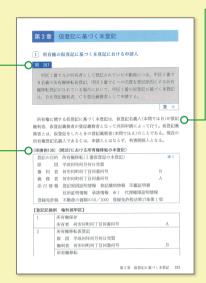
※装丁は変更となる場合がございます。

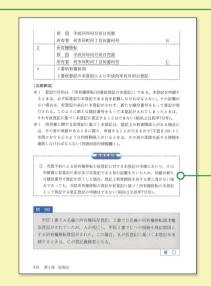
本書は、記述式対策用テキストですが、記述式対策のためだけの本ではありません。今後出題が予想される択一式問題の対策、さら に関連する他の科目の理解を深めていくことが本書の大きな目的です。「理論編」で択一式の問題→それに対する解説→択一式の 問題をふまえた申請書の掲載という形で、記述式問題への基本的な思考方法を学習し、「実戦編」で本試験に近い記述式問題を解く ことで、高い学習効果をあげることができます。

## 理論編

各テーマの冒頭に『択一 式の問題」を掲載。問題→ 解説(思考プロセス)→申 請例·登記記録例の流れで 各問をシンプルにまとめ た理解しやすい構成!

『登記の申請例·登記記録 例』を掲載。掲載された 申請例の総数は不登法・ 商登法あわせて約250 に及ぶ。



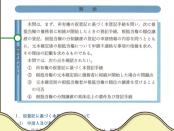


実体法·手続法の両面から 検討し、解答を導くための 思考方法を示す!

主に各テーマの終わりに、 そのテーマに関連する重 要な先例、判例、登記研究 の質疑応答を『参考先例 等」として掲載!

## 実戦編

問題文において読み取る べき『重要ポイント』を掲 載し、どのような点に問題 意識を持てばよいか明確 に把握できる!



 遺産分割協議をすべき者が協議をしないで死亡したときは、その相続 人全員が遺産分割協議をする地位を承継したものとして、被相続人のた めに資産分割協議をすることができる。 登記簿上の権利者から直接最終の権利者名義への相続登記をすること

・ 振当権の被担保債権消滅後の振当権者の合併の場合の登記手続(1) 登記手続上の問題点 解説文の中で、実体上・ 1番振当権の被担保債権は、平成19年10月20日に債務者によって弁済 され(事実関係ア)、1番抵当権は、この時点において消滅している。し かし、抹消登記未了のうちに1番抵当権者であるA銀行は、平成21年10 手続上の問題点、申請 書作成上の問題点など 月2日にB銀行(現商号はC銀行)に吸収合併された。したが 扭当権の抹消費記の申請時においては、登記義務者たるA銀行は、存在 を解説し、事件の処理方 していないことになる。 1番板当権は合併による存続会社であるC銀行に承継されたのではな 法を示す。 「銀金融金の団により下級は大人のもの間に小機会とはからっていた いことに注意しなければならい。存続会社は、消滅会社が負っていた 「抹用登記機務」のみを承載している。すなわち、物権変動が生じたに もかかわらず、その旨の登記をしないでいるうちに、物権変動の当事者 が合併により消滅したので、合併による承継を計から当該物機を動作基づく登記を申請しなければならない(不良 803)。
以上のことから、「書紙に動作でいては、所有権登記名義人である甲と、A銀行の抹消型記義務を合併により承継したC銀行とが共同して、 解説文の中に理論編の 参照部分を表すマーク 抹消登記を申請すべきことになる。また、1番抵当権は、合併によって 接用程度を申請すべきことになる。また、1 金配三相は、ロボールへ、 区割行は料にしなったはないので、1 名配当物解を超差サイナるではな く、1 番組当場料剤を記の前限となるべき登記は存在しない。間2 の解 答としては、この点について解答例のように記載しておけばよい。 20 個画面。間180 〇 が載っており、理論編に すぐ立ち返って知識の 確認ができる! 图1は 参考先例等 〇 が昭和25年死亡し甲の配偶者乙と甲の兄弟丙,丁,戌が相続 した後乙が昭和27年死亡し乙の兄弟A、Bが相続した不動座について 戊が丙を単独所有者とする遺産分割の協議をなし、丙からそ 『参考先例等』を掲載。 発展知識を身につけら れる! の印鑑証明書の添付を要する(登研553 p 134)

『関連事項』で知識の幅 を広げ、理解を深める!

の遺産分割協議によって登記申請することの可言 「つい頭鹿が前路網により、窒化時間することの可含 本間では、2つの適應分前路線がされた場合を想定して問題設定をしたが、 本間不順度について権利を有する E. F. G. 旧及び「の全損が」つの連度分 前路議をして、本間不動産をF及びG名2分の1ずつの共育とする旨の協議を た場合であっても、その協議を証する情報を提供してするF及びG名義の相 した場合であっても、その協議を終する情報を提供してするア及び名表の時 経歴記の申請は登録される形態性はある、なぜな、 当然活動の中に第1の相 続に関しては人が単独相談するとの機能が含まれるものと解することができ、 これを確まえて不死に接づく機能に関しては、人の関係人であるだ。2000 の間において、アタンのが終するというでは終するとの特別をよるが自然のある。 と終することもできるからである。ただし、そのように関したとしても、変更 の関係に対して、アタンのは関係としても、では、 下帯に対して、アタンのは関係としても、では、 では、これのような情報をは、アタンのは即の機能の関係人では いからである。まて、このような「特別の特別報告とない」の目的では、 でするアダンの名様の機能を関係となった。 本間では2つの相続に関して協議がされたものとした。

「本問における確認事項」 で重要論点を再度確認す ることができる。